

令和6年度渋川市地域おこし協力隊（地域振興イベントの企画・運営）募集要項

| | |
|---------|--|
| 雇用関係の有無 | 公益財団法人渋川市まちづくり財団との雇用関係 |
| 活動概要 | <ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくりイベントの主催者として業務に従事 (2) イベント会場となる指定管理施設の管理運営業務 (3) 既存のイベントをコーディネート、新たな企画の立案 |
| 募集対象 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年4月1日時点で、年齢20歳以上40歳未満の方 (2) 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域または指定地域を有していない市町村をいう。）に現に住所を有する方で、渋川市に生活の拠点を移し、委嘱後すみやかに住民票を異動できる方 (3) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方 (4) パソコン（Officeソフト）の操作ができる方 (5) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方 (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方 |
| 募集人数 | 2人 |
| 活動拠点 | 公益財団法人渋川市まちづくり財団（渋川市民会館内） |
| 活動時間 | <p>午前8時30分～午後5時15分</p> <p>※原則週5日シフト勤務 （イベント等対応のための時差出勤あり。）</p> |
| 雇用形態・任期 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域おこし協力隊として市長が委嘱します。 (2) 公益財団法人渋川市まちづくり財団との雇用関係があります。 ※活動に支障のない範囲において、兼業を認めます（事前に届出が必要です。） (3) 隊員の任期は1年とし、活動内容や成果等を検証し、最長で委嘱の日から3年間継続可能です。ただし、年度途中で委嘱された場合は、当該年度の3月31日までを任期とし、翌年度以降は、原則として年度単位で延長できるものとします。 (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。 |
| 給与・賃金等 | <p>月額 266,000円</p> <p>※時間外の活動手当あり</p> |

| | |
|---------------|---|
| 待遇・福利厚生 | <p>(1) 労災保険・雇用保険に加入します。</p> <p>(2) 社会保険・厚生年金はまちづくり財団が半額負担します。</p> <p>(3) 住居は自己手配となります。 ※家賃補助あり（月額上限54,000円） ※引越費用、光熱水費、生活備品、自治会費等は自己負担</p> <p>(4) 基本的に通勤は自家用車、勤務中はまちづくり財団の公用車を使用します。（通勤手当あり） ※自家用車がない場合はご相談ください。</p> <p>(5) パソコン・スマートフォンは必要に応じて手配可能ですのでご相談ください。</p> <p>(6) 雇用開始から6か月経過した時点で年次有給休暇が10日付与されます。その後は、1年ごとに11日、12日と付与されます。</p> <p>(7) その他、活動に必要な費用については、政策戦略課と協議の上、予算の範囲内で市が用意します</p> |
| 特に求める人物像 | <p>(1) 体力に自信のある方</p> <p>(2) 組織の一員として協調性をもって勤務できる方</p> <p>(3) 自由な発想で企画立案できる方</p> <p>(4) 活動終了後も渋川市に定住する意思のある方</p> |
| 隊員になる メリット | <p>(1) 渋川市の芸術文化の中心施設である渋川市民会館を拠点に、様々な事業を体験して、ノウハウを習得できます。</p> <p>(2) 芸術文化施設、スポーツ施設、遊園地等の施設での業務を通じて、様々な施設を知り、それぞれの分野で人脈形成ができます。</p> <p>(3) 主催・共催のイベントに従事することで、地域の活性化に参画することができ、地域を深く知って、地域に根付きやすくなります。</p> <p>(4) 独自の企画で渋川市のまちづくりに寄与することができます。</p> |
| 申 込 書 類 | <p>履歴書（市販のものに写真貼付）、運転免許証のコピー、住民票抄本、作文（まちづくり財団の職員として、地域振興イベントの企画・運営に取り組むにあたっての意気込み／形式・文字数不問）</p> |
| 申込・問い合わせ | <p>申込書類を次の窓口へ郵送、E-mail 又はご持参ください。 （ご持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日の受付はできませんので、ご注意ください。）</p> <p>なお、E-mail の場合は、データを5MB以下にして送信してください。</p> |

| | |
|--------|---|
| | 〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 渋川市 総合戦略部 政策戦略課 未来戦略係 電話 0279-25-8419 F A X 0279-24-6541 E-Mail mirai@city.shibukawa.gunma.jp |
| 申込受付期間 | 令和6年6月3日～令和6年7月31日 |
| 審査方法 | <p>(1) 第1次選考 書類選考の上、結果を通知します。</p> <p>(2) 第2次選考 第1次選考の合格者を対象に面接試験を実施します。面接は活動支援団体及び渋川市の担当者が行います。詳細については、第1次選考の結果の通知の際にお知らせします。 また、選考に要する交通費及び宿泊費等は自己負担となります。</p> <p>(3) 最終選考結果の報告 最終結果（内定）は第2次選考終了後に文書で通知します。</p> <p>(4) 着任（委嘱） 着任日は合格者と調整の上、決定します。</p> <p><u>※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。委嘱前に住民票を異動してしまうと応募対象から外れてしまうため、採用を取り消す場合があります。</u></p> |

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者